

議案第四十八号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十五年六月五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「容積率」の下に「（法第五十二条第一項に規定する容積率をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、建築物の延べ面積には、法第五十二条第三項及び第六項の規定により延べ面積に算入しないものとされた部分の床面積並びに当該計画地区が属する地区整備計画を定めた地区計画において延べ面積に算入しない旨を定めた部分の床面積は、算入しない。
第六条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、建築物の延べ面積には、当該計画地区が属する地区整備計画を定め

--	--	--	--

十

八号)を「令」に改め、同表に次のように加える。

た地区計画において延べ面積に算入しない旨を定めた部分の床面積は、算入しない。

第十七条第二項第一号中「に自動車車庫等の用途に供する」を「において建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二条第一項第四号イからホまでのいずれかに掲げる建築物の部分となる」に改め、同項第二号中「自動車車庫等の用途に供しない」を「令第二条第一項第四号イからホまでに掲げる建築物の部分以外の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 増築又は改築後における令第二条第一項第四号イからホまでに掲げるそれぞれの建築物の部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、令第二条第三項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないこと。

別表第一に次のように加える。

別表第二汐留西地区地区整備計画の項中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百三十九号）の施行及び浜松町駅西口地区地区計画の決定に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。